

児童相談課

議案第106号

港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について

国の「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和6年内閣府令第27号）
の一部改正を踏まえ、港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(令和6年港区条例第32号。以下「条例」といいます。) の一部を改正します。

1 改正理由

虐待を受けた児童等への対応の強化等を図るため、保育所等の職員による虐待に
関する通報義務等を定める児童福祉法の改正が行われました。

また、一時保護施設に配置される児童指導員について、その資質の向上とともに
専門性の確保を図るため、資格要件を見直す省令改正が行われました。

これらを踏まえ、条例の一部を改正します。

2 改正内容

- (1) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を、児童指導員として任用す
ることができます。
- (2) 条例で引用している児童福祉法の条項番号を変更します。

3 施行期日

- (1) 令和8年3月1日
- (2) 公布の日

		港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表	
		改 正 案	現 行
		(前略)	(前略)
	(虐待等の禁止)	第十五条 一時保護施設の職員は、入所児童に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該入所児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第十五条 一時保護施設の職員は、入所児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該入所児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(中略)	(児童指導員の資格)		
第二十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。	第二十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。		
一～三 (略)	一～三 (略)	(中略)	(中略)
四 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八に規定することも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者	四 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八に規定することも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者		
五 (略)	四 (略)		

十九 八 七 六
十一 (略) (略) (略) (略) (略)

(後略)

付
則

この条例は、令和八年三月一日から施行する。ただし、第十五条の
改正規定は、公布の日から施行する。

十九 八 七 六 五
十一 (略) (略) (略) (略) (略)

(後略)